

さいたま市告示第 991 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 13 年さいたま市条例第 205 号）第 10 条第 1 項により自転車を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 13 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 7 年 6 月 6 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 29 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/06/02	南浦和駅東口	埼玉県警19-192463432	STRJY14689		
2025/06/02	南浦和駅西口	不明	HT24J24106		
2025/06/02	浦和駅東口	埼玉県警23-230633452	K2HK65291		
2025/06/02	浦和駅東口	埼玉県警23-232184701	HS2I00170		
2025/06/02	浦和駅東口	埼玉県警10-0585152	S0I61909		
2025/06/02	浦和駅西口	埼玉県警23-230703094	K9HK19581		
2025/06/02	北浦和駅西口	不明	E1218		
2025/06/02	北浦和駅西口	埼玉県警18-8495757	EE82015		
2025/06/03	北浦和駅東口	埼玉県警24-241727890	A23AK57138		
2025/06/05	浦和駅東口	埼玉県警18-8277426	85C3849		
2025/06/05	北与野駅	兵庫県警100K100604	B2L40129		
2025/06/05	北与野駅	埼玉県警19-190179982	S2G28591		
2025/06/06	東浦和駅	埼玉県警21-211026421	S0WK17180		
2025/06/06	南浦和駅西口	埼玉県警24-243797497	B4C18077		
2025/06/06	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8014718	ZY7L029874		
2025/06/06	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8014719	ZY7L028208		
2025/06/06	武蔵浦和駅	埼玉県警19-191623940	ZY8L199170		
2025/06/06	西浦和駅	埼玉県警20-204031975	SUC072609		
2025/06/06	浦和駅東口	埼玉県警17-7246689	B7B85270		
2025/06/06	与野本町駅	埼玉県警09-9082822	KLA8082302		
2025/06/06	南与野駅	不明	A17AB68074		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/06/02	大宮駅東口	埼玉県警20-201689023	WBK829495R		
2025/06/02	大宮駅東口	埼玉県警21-214590867	FA20X5270		
2025/06/05	大宮駅西口	不明	TBCBC087		
2025/06/05	宮原駅西口	埼玉県警23-230001480	A17MG36407		
2025/06/05	宮原駅西口	不明	HM21C19946		
2025/06/06	大宮駅西口	埼玉県警11-1279867	B1C28158		
2025/06/06	大宮駅西口	埼玉県警22-222494451	A21AL38311		
2025/06/06	大宮駅西口	福生H30493	STWJH01391		

合計：29台

告示期限 令和7年6月27日